平成２９年（フ）第２６９号
千葉県我孫子市並木７丁目13番９号
破産者　有限会社ムサシ集成
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７号
千葉県佐倉市王子台２丁目28番地６
破産者　株式会社シーズダイニング
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７４号
千葉県佐倉市中志津４丁目14番９号
破産者　鵜澤　　一
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０７号
千葉県八街市八街に165番地
破産者　有限会社宇野澤興業
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０８号
千葉県山武郡横芝光町横芝781番地１　ハイツはぎ　103号
破産者　宇野澤秀雄
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３１号
千葉県印西市吉田1409番地１
破産者　鈴木　春香（旧姓川原）
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７号
神奈川県厚木市中依知85番地１本厚木スカイハイツ414
破産者　有限会社リナ・エンジニア
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９８号
兵庫県姫路市白浜町丙287番地２　102
破産者　奥田ひとみ
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７３１号
広島市安佐北区亀崎２丁目９番26号
破産者　日産アンカー興業有限会社
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
北海道函館市湯川町２丁目41番８号
破産者　有限会社オックコーポレーション
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
福井県敦賀市本町１丁目７番24号
破産者　有限会社美好コーポレーション
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１４号
静岡県賀茂郡西伊豆町字久須331番地の２
破産者　有限会社山本基材
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１０号
京都市下京区中堂寺坊城町28番地の７
破産者　株式会社丸英
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６６号
長崎県佐世保市江迎町三浦１番地
破産者　下條　忠司
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
長崎県佐世保市有福町11番地１
破産者　松田佐津子
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５３５０号
大阪市淀川区三津屋南１丁目15番３―302号
破産者　宮崎喜久子
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２０号
大阪府岸和田市宮前町１番５号、前住所大阪府貝塚市清児665番地３―３―110
破産者　田中　　均
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
大阪府和泉市光明台３丁目１番19―303号
破産者　藤原　秀樹
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９２号
札幌市西区山の手４条１丁目１番30―406号
破産者　立島　久嗣
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２５号
札幌市東区北23条東15丁目２番10号　ＡＲＡＫＩＨＯＵＳＥ302号
破産者　大和田朝彦
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部